

徳島県収用委員会公告

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

令和五年八月四日

徳島県収用委員会会長 松尾 泰三

公示による通知

徳島県阿南市原ヶ崎町本原ヶ崎二三一番一の土地の所有者

土地登記記録の登記名義人 岡田 義典

住所不明 ただし、住民票上の最後の住所 香川県綾歌郡綾川町西分一七七〇番地

土地登記記録の登記名義人 （亡）井口正量 法定相続人

（亡）井口美津子 相続財産

土地登記記録の登記名義人 （亡）上原廣美 相続財産

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき右記の者に通知すべき左記書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その書類の交付を受けてください。

記

令和五年七月二十八日付け徳収第四十二号「審理の開始について（通知）」の書類
（注意）右記書類を受領しないときは、令和五年八月二十五日をもってその書類の送達があつたものとみなされます。